

# 県外から高松市へ移住し、民間賃貸住宅に 居住する方への補助事業のご案内

## ～「高松市移住促進家賃等補助事業」について～

### ■ 事業の目的と概要

移住・定住を促進することによる地域の活性化を目的として、県外から高松市へ移住し、民間賃貸住宅に居住する世帯を対象に、家賃（最大1年間）や民間賃貸住宅の契約時に必要となる礼金等の一部を補助する事業です。

### ■ 対象となる転入期間（令和3年度新規受付分）

令和2年7月1日（水）～令和3年6月30日（水）の間の転入  
（香川県外からの転入に限ります。）

### ■ 事前申込み受付期間（令和3年度新規受付分）

令和3年6月1日（火）～令和3年7月30日（金）  
※ 詳細は、2ページを御覧ください。

### ■ 補助予定件数（令和3年度新規受付分）

18件程度

- ※ 事前申込多数の場合は、抽選となります。
- ※ 事前申込受付後、書類審査や抽選を経て、補助金交付申請書類を提出いただくこととなります。

### ■ 補助内容（概要）

2人以上世帯 最大30万円

- ・ 家賃に要する経費： 最大24万円（2万円×12か月間）
- ・ 初期費用に要する経費： 最大6万円

本補助金については補助要件や、補助金額の算出に様々な条件があり、詳細に御確認いただく必要がございます。

本制度の御利用を検討の際は、次ページ以降の説明を参照いただくとともに、必ずお電話等にて、移住・定住促進室まで御相談ください。

## 1 補助の要件

★ 次の条件の**全てに該当する移住者の方が、補助対象**となります。

- ① **令和2年7月1日（水）から令和3年6月30日（水）までの間に高松市へ転入してきたこと。**
- ② 交付申請日において本市の住民基本台帳に記録されていること。
- ③ 本市へ転入した日以前の3年間において、香川県内で居住したことがないこと。
- ④ 本市に定住（※1）する意思があること。
- ⑤ 移住者及びその属する世帯の世帯員全員（以下「移住者等」という。）が交付申請日において、本市の市税及び香川県の県税を滞納していないこと。
- ⑥ 移住者等が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護給世帯の世帯員でないこと又はその他の公的家賃補助を受けていないこと（※2）。
- ⑦ 移住者等が、日本の国籍又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定により、日本国の永住権を有していること。
- ⑧ 移住者等が、暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑨ 移住者等が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。（補助対象期間が2年度にわたる方を除く）
- ⑩ 本市の区域内の**自治会に加入していること（9ページを御覧ください。）**

※1…この事業における「定住」とは、本市への転入後、本市内に永住すること又は継続して5年以上生活の本拠地をおくことを言います。

※2…他の公的家賃補助制度と重複する場合、本補助制度を利用することはできません。

★ また、**住宅初期費用補助金については、交付申請日において、移住者が属する世帯が、次の条件のいずれかに該当する方が対象**となります。

- ① 18歳以下の子どもがいる世帯（以下、「子育て世帯」と言う。）
- ② 移住者及びその配偶者が、婚姻の日から起算して3年以内である世帯（以下、「新婚世帯」と言う。）（※3）

※3…高松市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓を行った方も対象となりますので、移住・定住促進室まで御相談ください。

★ 次の条件の**いずれかに該当する移住者の方は、補助対象外**となります。

- ① 交付申請日において**単身世帯**の方

- ② 公営住宅、特定公共賃貸住宅、定住促進住宅、独立行政法人都市再生機構による賃貸住宅、その他公的賃貸住宅並びに勤務先の官舎、社宅及び社員寮に居住する方
- ③ 移住者等のうちのいずれかの者の3親等内の親族又はこれと同等と認められる者から賃借する住宅に居住する方
- ④ 移住者を含む世帯員のいずれかが、高松市東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金交付要綱に基づく高松市東京圏 UJI ターン移住支援事業補助金を受けている方
- ⑤ ①②③④のほか、市長が補助をするのに適当でないとする方

## 2 補助対象経費と補助額

### ★ 補助対象物件

移住者本人が契約者となり、その居住のために新たに建物賃貸借契約を締結し、賃借した物件

### ★ 補助対象経費

- (1) 住宅の家賃に要する経費（共益費・管理費・駐車場料金を除く）
- (2) 住宅の建物賃貸借に係る初期費用に要する経費  
（礼金及び仲介手数料及び初回家賃保証料のみ対象）

### ★ 補助額

- (1) 住宅の家賃に要する経費（共益費・管理費・駐車場料金を除く）

- ア 補助対象物件が居住誘導区域（※4）内に所在する場合  
補助対象経費の1/2の額と、2万円を比較して低い額（月額）
- イ 補助対象物件が居住誘導区域外に所在する場合  
補助対象経費の1/2の額と、1万円を比較して低い額（月額）

- ・補助期間は最大1年間（12ヶ月）です。
- ・世帯の中で、勤務先から住宅手当等を受けている方がいる場合、補助対象経費から差し引いて補助額を計算します。
- ・補助額は千円未満を切り捨てます。

### ※4…居住誘導区域とは

人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を指し、本市においては、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき立地適正化計画によって設定しています。

#### ・居住誘導区域の確認方法

【パソコン等を用いて調べる場合】

下記のサービスを御利用いただき、御確認をお願いいたします。

◆たかまっぷ-高松市地図ポータルサイト-

URL : <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/takamap/index.html>



### 【電話にて調べる場合】

都市計画課住宅・まちづくり推進室（087-839-2136）にお問い合わせください。

なお、居住誘導区域の確認を除く、本補助制度に関する御質問等は、移住・定住促進室（087-839-2143）にお問い合わせください。

- (2) 住宅の建物賃貸借に係る初期費用に要する経費  
(礼金及び仲介手数料及び初回家賃保証料のみ対象)

補助対象経費の1/2の額と、6万円を比較して低い額

- ・子育て世帯又は新婚世帯に該当する方のみ対象となります。
- ・敷金や引越し時に係る運送代金は、初期費用に該当しません。
- ・補助額は千円未満を切り捨てます。

### 補助金交付のモデルケース

#### ① 家賃補助

県外から市内の賃貸物件に転入した世帯に対して、家賃の一部を補助（1年間）

補助モデルケース： 補助対象物件が居住誘導区域内に所在し、家賃6万円の場合、住宅手当無し

家賃6万円

補助額：2万円（2万円 < 6万円×1/2）

自己負担額：4万円

（補助額の計算方法）

- ・補助対象物件が居住誘導区域内に所在するため、補助上限額が2万円（月額）。
- ・家賃に係る経費（6万円）の1/2と、2万円を比較して低い方の金額。

#### 【注意！】

補助対象物件が居住誘導区域内・外のどちらに所在するかによって、補助上限額が変わります。世帯の中で、勤務先から住宅手当等を受けている方がいる場合、補助対象経費から差し引いて補助額を計算します。

#### ② 初期費用補助

県外から市内の賃貸物件に転入した世帯に対して、礼金、仲介手数料、初回家賃保証料の一部を補助

補助モデルケース： 子育て世帯に該当し、初期費用10万円の場合  
(礼金8万円、仲介手数料2万円、保証料なし)

初期費用10万円（8万円+2万円）

補助額：5万円（6万円 > 10万円×1/2）

自己負担額：5万円

（補助額の計算方法）

- ・初期費用に係る経費（10万円）の1/2と、6万円を比較して低い方の金額。

#### 【注意！】

子育て世帯又は新婚世帯に該当する方のみ対象となります。  
敷金や引越しに係る運送代金は、初期費用に該当しません。

#### ③ 交付額の合計

① 家賃補助交付額 + ② 初期費用補助交付額 = ③ 交付額の合計  
(2万円×12か月) + (5万円) = (29万円)

### 3 補助の事前申込み

- ★ 申込期間（令和3年度新規受付分）

令和3年6月1日（火）～令和3年7月30日（金）

- ★ 必要書類

高松市移住促進家賃等補助金事前申込書（様式第1号）

（添付書類）

- （1） 補助対象物件に係る建物賃貸借契約書の写し  
（全てのページの写しが必要です。）
- （2） 補助対象物件に係る初期費用の額及び内容の分かる書類の写し
- （3） 承諾書（様式第2号）

事前申込書の様式は、政策課移住・定住促進室の窓口又は高松市ホームページで入手できます。

事前申込書に御記入いただく交付申請予定額が、今後の手続きを行う際の補助金交付申請額の上限額となりますので、御注意ください。

（令和3年6月から9月までの間に子育て世帯・新婚世帯となる予定がある場合などは御一報ください。）

- ★ 申込先

市役所4階政策課移住・定住促進室まで、必要書類及び添付書類を、御提出ください。新型コロナウイルス感染症予防の観点より、原則郵送での御提出をお願いしています。

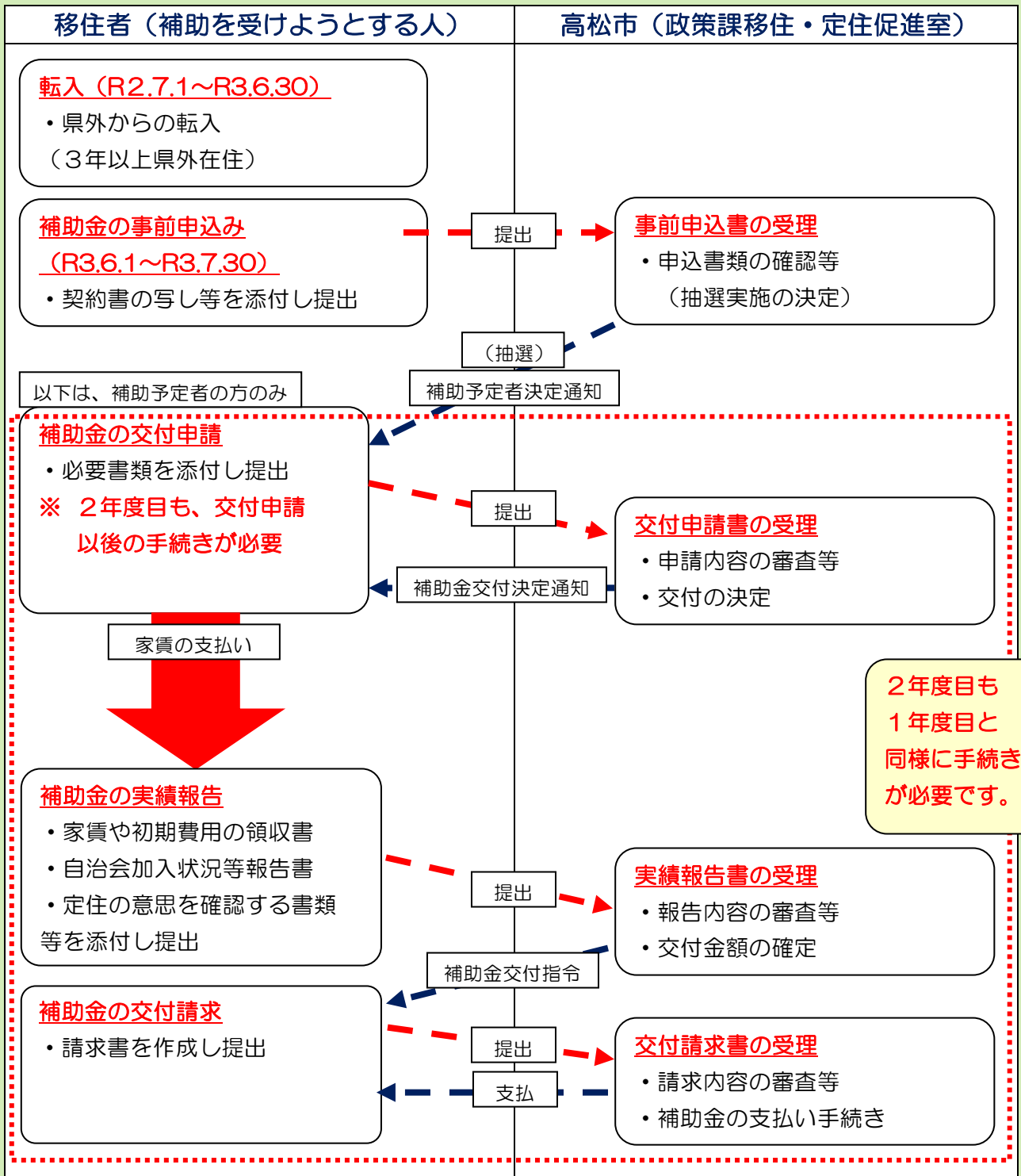
なお、記載方法等ご不明な点等がありましたら、窓口での御提出も可能ですので、御連絡ください。

◎令和3年7月30日（金）までに必着。

◎書類を受付後、確認事項や修正すべき点が生じた場合、移住・定住促進室より、電話連絡や書類のやり取りを行わせていただく場合がありますので、御了承ください。

◎提出・送付先・お問い合わせ先は、10ページを御覧ください。

#### 4 今後の手続きの流れ（令和3年度新規募集時）



2年度目も1年度目と同様に手続きが必要です。

- ※ 各種手続きの詳細については、それぞれの手続き前に別途お知らせいたします。
- ※ 各種手続き時に必要な書類については、8ページを御覧ください。
- ※ 家賃の補助対象期間が翌年度にわたる場合は、2年度目も交付申請手続き以降の各種手続きを行っていただくことになります。
- ※ 補助対象経費の内容等で変更が生じた際は、別途、手続きが必要になります。
- ※ 補助金の支払いは、令和4年5月中旬になりますので、御了承ください。



## 5 補助金交付のスケジュール（対象となる経費と期間）

- ★ 令和2年7月から令和3年3月までに転入した世帯の家賃の補助対象期間は、  
[令和3年4月～令和4年3月の12か月間] となります。  
【実績報告の提出：令和4年3月】

### 《モデルケース①》

令和3年3月に、転入した世帯（令和3年度補助事業の対象）

年月	令和3年3月	令和3年4月～令和4年3月		令和4年4月～
移住者	転入 家賃 初期費用	補助対象外	補助対象外	定住へ 家賃
		家賃（補助対象）		
市		申込期間 (6～7月)	抽選 交付申請・ 交付決定	実績報告 (3月)

- ★ 令和3年4月から令和3年6月までに転入した世帯の家賃の補助対象期間は、  
[令和3年11月～令和4年10月の12か月間] となります。  
【実績報告の提出（1年度目）：令和4年3月】  
【実績報告の提出（2年度目）：令和5年3月】

### 《モデルケース②》

令和3年6月に、転入した世帯（令和2・3年度補助事業の対象）

年	令和3年			令和4年			令和5年	
月	6月	7月～10月	11月・ 12月	1月～3月	4月～10月	11月・ 12月	1月～3月	4月～
移住者	転入 家賃（補助対象外） 初期費用			令和3年度 [5か月間] 家賃	令和4年度 [7か月間] 家賃	定住へ	家賃（補助対象外）	
市	申込期間 (6～7月)	抽選	交付申請・ 交付決定	実績 報告 (3月)	交付申請・ 交付決定 (4月)		実績 報告 (3月)	

## 6 手続きごとの必要書類

★ 手続きごとに、次の書類の添付が必要となります。

### ① 事前申込

- 建物賃貸借契約書の写し（すべてのページの写しが必要です。）
- 初期費用の額及び内容が分かる書類の写し
- 承諾書（様式第2号）

### ② 交付申請

- 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）  
⇒ 戸籍の附票は、本籍地のある市区町村に申請する必要があります。  
また、本市への転入日前の過去3年間において、本籍地を移転している場合は、移住・定住促進室まで御一報ください。
- 建物賃貸借契約書の写し
- 初期費用の額及びその内容が分かる書類
- 承諾書（様式第2号）  
⇒ 事前申込後、世帯員の構成が変更された場合のみ必要です。
- 誓約書（様式第5号）
- 世帯全員の高松市税の滞納が無いことの証明書
- 世帯全員の香川県税に滞納が無いことを証明する書類
- 世帯全員の住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- 戸籍全部事項証明書  
⇒ 住宅初期費用補助金における新婚世帯を証明する場合のみ必要です。

### ③ 実績報告

- 家賃の支払いが確認できる書類の写し
- 初期費用の支払いが確認できる書類の写し
- 世帯全員の高松市税の滞納が無いことの証明書
- 世帯全員の香川県税に滞納が無いことを証明する書類
- 世帯全員の住宅手当等支給証明書（様式第6号）
- 自治会加入状況等報告書（様式第12号）
- 定住する意思を確認するための、次のいずれかの書類
  - ア 自動車又は軽自動車の使用の本拠を高松市内に変更したことを証する書類の写し
  - イ 高松市内にある金融機関の本・支店に口座を開設したことを証する書類の写し
  - ウ 高松市内に転籍した後の戸籍抄本

### ④ 交付請求

- 請求書の他には、特に書類の添付は必要ありません。

★ いずれも、標準的な例ですので、このほかに書類の提出を求める場合があります。



## 7 自治会加入等

★ 自治会に加入することが補助の要件のひとつとなっています。

・居住地の自治会は、お近くのコミュニティセンターに、お問い合わせください。

### 〈コミュニティセンター一覧〉

施設名	電話番号・住所	施設名	電話番号・住所
松島 コミュニティセンター	087-821-0435 松福町二丁目 15-24	多肥 コミュニティセンター	087-889-4956 多肥上町 433-5
花園 コミュニティセンター	087-835-5398 観光通二丁目 8-9	一宮 コミュニティセンター	087-886-4793 一宮町 838-1
築地 コミュニティセンター	087-862-1166 築地町 14-1	川岡 コミュニティセンター	087-886-4963 川部町 486-3
新塩屋町 コミュニティセンター	087-822-1066 城東町一丁目 1-47	円座 コミュニティセンター	087-886-4993 円座町 1622-1
四番丁 コミュニティセンター	087-851-8479 番町二丁目 3-5	檀紙 コミュニティセンター	087-886-4955 御厩町 775-1
二番丁 コミュニティセンター	087-822-3556 扇町二丁目 8-7	弦打 コミュニティセンター	087-882-0285 鶴市町 356-3
日新 コミュニティセンター	087-834-9911 瀬戸内町 22-9	鬼無 コミュニティセンター	087-882-0875 鬼無町佐藤 31-3
亀阜 コミュニティセンター	087-834-0797 宮脇町一丁目 6-18	香西 コミュニティセンター	087-882-0294 香西本町 476-1
栗林 コミュニティセンター	087-835-5399 栗林町三丁目 2-12	下笠居 コミュニティセンター	087-882-0856 生島町 353-1
鶴尾 コミュニティセンター	087-866-3176 田村町 303-1	女木 コミュニティセンター	087-873-0105 女木町 203-1
太田 コミュニティセンター	087-867-1139 伏石町 2016-37	男木 コミュニティセンター	087-873-0002 男木町 134
太田中央 コミュニティセンター	087-867-3396 松縄町 1108-1	川島 コミュニティセンター	087-848-0054 川島本町 191-2
太田南 コミュニティセンター	087-865-9947 太田上町 1045-2	十河 コミュニティセンター	087-848-0166 十河西町 579-1
木太コミュニティセン ター	087-834-5547 木太町 3480-2	東植田 コミュニティセンター	087-849-0104 東植田町 1825-1
木太南 コミュニティセンター	087-865-4273 木太町 1486	西植田 コミュニティセンター	087-849-0101 西植田町 2247-1
木太北部 コミュニティセンター	087-831-9000 木太町 2603	川東 コミュニティセンター	087-879-4215 香川町川東上 1865-13
屋島 コミュニティセンター	087-841-6927 屋島中町 449-1	東谷 コミュニティセンター	087-879-7997 香川町東谷 873-3
屋島西 コミュニティセンター	087-843-2961 屋島西町 2483-2	塩江 コミュニティセンター	087-897-0137 塩江町安原下第 2 号 1645
屋島東 コミュニティセンター	087-841-9931 屋島東町 928	庵治 コミュニティセンター	087-871-4162 庵治町 888-1
古高松 コミュニティセンター	087-841-6262 高松町 10-20	浅野 コミュニティセンター	087-888-2537 香川町浅野 826-2

施設名	電話番号・住所	施設名	電話番号・住所
古高松南 コミュニティセンター	087-841-2186 春日町 782-2	牟礼 コミュニティセンター	087-845-4111 牟礼町牟礼 302-1
前田 コミュニティセンター	087-847-6168 前田東町 838	大町 コミュニティセンター	087-870-1306 牟礼町大町 1463-2
川添 コミュニティセンター	087-847-5979 元山町 136-4	大野 コミュニティセンター	087-886-1960 香川町大野 1329-1
林 コミュニティセンター	087-866-3405 林町 329-1	香南 コミュニティセンター	087-879-8993 香南町由佐 1172
三谷 コミュニティセンター	087-889-4938 三谷町 1201-1	国分寺北部 コミュニティセンター	087-874-5805 国分寺町新居 1840-6
仏生山 コミュニティセンター	087-889-4955 仏生山町乙 45-4	国分寺南部 コミュニティセンター	087-874-1116 国分寺町福家甲 3106-3

★ 住所地に自治会が存在しない等、自治会への加入が困難な場合は、申込みの際に、必ず、御相談ください。

## 8 よくある問い合わせ内容

Q1 世帯主以外の者が賃貸住宅の契約者の場合、補助金を利用できますか？

A1 本補助金は、対象者を世帯主に限定していません。賃貸住宅の契約者が移住者として、各補助要件を満たしていれば利用することが可能です。

Q2 補助金の交付決定後の補助対象期間中に、高松市内で一戸建て住宅を購入し、引越しをした場合には、補助金の交付決定が取消されるのでしょうか？

A2 転居日の属する月以降の家賃補助は受けられません。

補助内容に変更があった場合には、「高松市移住促進家賃等補助金交付変更申請書」の提出をお願いしていますので、移住・定住促進室まで御連絡ください。

## 9 その他

★ 申込みに際しては、必ず、事前に政策課移住・定住促進室に御相談ください。

★ 補助の要件を満たさなくなったときや、偽りその他の不正行為があった場合は、補助金の交付対象でなくなります（補助金の返還を求められる場合もあります。）。

★ この補助金は、所得税、市・県民税の課税対象となることがあります。

＜各種書類の提出先・お問い合わせ先＞  
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号  
高松市役所 政策課 移住・定住促進室  
(電話：087-839-2143) (FAX：087-839-2125)

★この補助金に関することは、市のホームページでも御覧になれます。

URL : [http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iju/iju\\_koryu/seido/iju\\_hojo.html](http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iju/iju_koryu/seido/iju_hojo.html)

